

青森県報

第百六十七号

令和二年
六月八日
(月曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……二

出先機関

- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(中)南(地)域(民)局 ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 土地改良区の役員の住所変更……………(三)八(地)域(民)局 ……四

告 示

青森県告示第四百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称 有限会社ひかり	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	事 業 所	指 定 年 月 日
	八戸市大字鮫町 字西子沢一四の 一三	自立訓練 (生活訓練)	生活訓練事業所「Rascals of Ashi」	上北郡おいらせ 町下明堂三の一	令和 二・六・一	

青森県告示第四百七十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
藤田 有紀	弘前市大字富野 一	整形外科(肢体不自由)	令和 二・六・一

青森県告示第四百八十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社岩手銀行八戸駅前支店 八戸市一番町一丁目

株式会社岩手銀行八戸駅前支店 八戸市根城四丁目

を

に改める。

公 告

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、小泉地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（区画整理））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和二年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年六月九日から同年七月六日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年六月八日

中南地域県民局長 神 登喜彦

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	瀧本 祐一	平川市大光寺二早稲田四六の二	令和二年六月八日就任
〃	阿部 義則	〃 沖館宮崎一六四の一	〃
〃	須々田憲一	〃 本町北柳田五三の一	〃
〃	栗林三千男	〃 柏木町東田二四七の一	〃
〃	相馬 義隆	〃 杉館宮元一四六	〃
〃	成田 浩憲	弘前市大字乳井字乳井四〇の一	〃
〃	山口 秀幸	平川市新館後野六一	〃
〃	今井 三男	〃 小和森上平田二三四の八	〃
〃	三浦 睦夫	南津軽郡大鰐町大字八幡館字八幡館六一	〃
〃	福士 長和	弘前市大字薬師堂字日照田八の七	〃
監事	工藤 昭善	〃 大字石川字石川一一六の五	〃
〃	芳賀 則男	平川市大光寺一滝本五七の八	〃
〃	西谷 洋	黒石市大字浅瀬石字清川二三九の八	〃
〃	木村 章悦	平川市高畑熊沢三の四	〃
理事	瀧本 祐一	〃 大光寺二早稲田四六の二	二・四・二退任

〃	成田 毅	弘前市大字乳井字乳井三二の一	〃
〃	栗林三千男	平川市柏木町東田二四七の一	〃
〃	須々田憲一	〃 本町北柳田五三の一	〃
〃	福士 長和	弘前市大字薬師堂字日照田八の七	〃
〃	阿部 義則	平川市沖館宮崎一六四の一	〃
〃	赤平 源逸	〃 高畑熊沢一三五の一	〃
〃	相馬 義隆	〃 杉館宮元一四六	〃
〃	三浦 睦夫	南津軽郡大鰐町大字八幡館字八幡館六一	〃
〃	今井 三男	平川市小和森上平田二三四の八	〃
〃	工藤 昭善	弘前市大字石川字石川一一六の五	〃
〃	小野 尚武	平川市新館後野一六九	〃
〃	芳賀 則男	〃 大光寺一滝本五七の八	〃

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年六月八日

中南地域県民局長 神

登喜彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理事	小山内健一	平川市大光寺一滝本一五三	令和 二・五・二〇就任
〃	工藤 國治	北津軽郡鶴田町大字山道字押眠八二の二	〃
〃	岩渕 琢緒	平川市原田村元一二七	〃
〃	櫻庭 保仁	北津軽郡鶴田町大字大巻字川瀬六八の二	〃
〃	古川 尊祥	平川市沖館長田九一の一	〃

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
〃	松森 幸憲	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井六の二	〃
〃	佐藤 彦弘	五所川原市大字藻川字川袋二八一の四六	〃
〃	小笠原 進	〃 大字田川字高松八三の一	〃
〃	工藤 繁廣	弘前市大字清水字三丁目四の二	〃
〃	石岡 政憲	〃 大字小比内一丁目一三の二	〃
〃	相馬 豊	〃 大字大沢字下村元四三の一	〃
〃	瀧本 祐一	平川市大光寺二早稲田四六の二	〃
〃	小野 英喜	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉五三の四	〃
〃	一戸 宏樹	〃 〃 大字大巻字川瀬一一五の	〃
〃	棟方 健	弘前市大字乳井字館ノ沢八八の一	〃
〃	堀口 忠明	平川市石郷村元一一四	〃
〃	工藤 繁廣	弘前市大字清水字三丁目四の二	〃
〃	三浦 光春	平川市松館井ノ上三九	二・五・二九退任
〃	畑山 誠司	五所川原市大字藻川字川袋二の三	〃
〃	高橋 英明	黒石市緑町四丁目二五の一	〃
〃	千葉 浩司	北津軽郡鶴田町大字境字宮内一一七	〃
〃	小山内健一	平川市大光寺一滝本一五三	〃
〃	工藤 國治	北津軽郡鶴田町大字山道字押眠八二の二	〃
〃	古川 尊祥	平川市沖館長田九一の一	〃
〃	石岡 政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	〃
〃	小野 英喜	五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田三〇九の一	〃
〃	相馬 豊	弘前市大字大沢字下村元四三の一	〃
〃	瀧本 祐一	平川市大光寺二早稲田四六の二	〃
〃	工藤 國治	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉五三の四	〃
〃	一戸 宏樹	〃 〃 大字大巻字川瀬一一五の	〃
〃	棟方 健	弘前市大字乳井字館ノ沢八八の一	〃
〃	堀口 忠明	平川市石郷村元一一四	〃
〃	工藤 繁廣	弘前市大字清水字三丁目四の二	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃
坂本 安仁	工藤 正川	今井 誠弘	木村 一彦	小笠原 進	佐藤 彦弘
北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳一七八	弘前市大字石川字石川二	平川市館山下扇田五六	〃	〃	五所川原市大字藻川字川袋二八一の四六
〃	〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年六月八日

三八地域県民局長 堀 義 明

理事	役員別の氏名	住所	住所変更の年月日
高橋万寿治	氏名	住所	住所変更の年月日
		旧住所 三戸郡南部町大字高橋字高橋七の二 新住所 八戸市大字田面木字上野平一三	
			令和二・三・二

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円